

## リスクアセスメントの実施に係る自己点検表

### 基本事項

1. 事業者が最高責任者としてリスクアセスメントに取り組んでいますか。  
はい いいえ
2. 安全衛生スタッフなどを担当者を選任していますか。  
はい いいえ
3. 実際のリスクアセスメントの実施には管理監督者のほか、関係する労働者も参加していますか。  
はい いいえ

(解説)「安全衛生の知識が豊富な安全衛生スタッフがやればよい」、「監督者が一人でやる方が早くて正確だ」ということでは不十分です。実際にその作業の内容を熟知している者が参加して実施することが重要です。それにより現場の実情に即したリスクアセスメントの実施が可能になります。

4. 年間の実施スケジュールを決めたうえで取り組んでいますか。  
はい いいえ

### 手順1 危険性又は有害性の特定

5. 危険性又は有害性を洗い出し特定していますか。  
はい いいえ
6. 労働災害を引き起すおそれのある危険性又は有害性を分類したリストをもとに特定していますか。  
はい いいえ

(解説)危険性又は有害性の特定に漏れがあると大きなリスクを見逃すことにつながります。それをなくすため、機械設備、材料などの作業で使用するものの分類表や、墜落する、挟まれる、巻き込まれるといった事故の型別などで分類したリストをあらかじめ作成し、特定に使用することが必要です。

7. 危険性又は有害性の特定には複数の者が参加し、又は意見を持ち寄って特定に見落としがないようにしていますか。  
はい いいえ
8. 特定にあたっては、感電、騒音・振動、電離放射線その他の有害光線、化学物質などについては必要に応じて、専門的知識を有する者の助言を得ていますか。  
はい いいえ
9. 使用している機械設備・原材料に関する資料(作業手順書・標準書、仕様書、取扱説明書、MSDSなど)を参考にしていますか。  
はい いいえ

10. 労働者からの訴えや健康診断や作業環境測定の結果についても考慮していますか。  
はい いいえ

11. 清掃、保守、トラブル時の異常処理など非常作業も対象としていますか。  
はい いいえ

12. 危険性又は有害性の特定にあたって作業手順書どおりに作業しなかった場合や労働者の不注意によるエラーを考慮していますか。(ルールどおりに作業が行われない場合の危険性又は有害性を検討していますか。)  
はい いいえ

(解説) 作業手順書・標準書、仕様書などにより机上で行うだけでは、現場の実態までは読み取ることはできません。そのためには、実際の作業をよく観察することがとても重要です。

13. 自社・他社での同様な作業での過去の災害事例、ヒヤリハット等の報告を収集して参考にしていますか。  
はい いいえ

14. 何らかの予防措置があったとしても、リスクアセスメントをしてその効果を確認していますか。  
はい いいえ

15. 発注者などの第三者から機械設備、材料等の提供を受け業務を行う場合に、災害のおそれのあるリスクの情報を発注者などから入手していますか。  
はい いいえ

## 手順2 手順1のリスクの見積り

16. リスクの見積りの評価基準をあらかじめ定めていますか。  
はい いいえ

17. 手順1で特定されたすべての危険性又は有害性によるリスクについてそれぞれ見積りを行っていますか。  
はい いいえ

18. リスクの見積りは複数の関係する管理監督者や労働者で協議していますか。  
はい いいえ

(解説) 見積りの目的は職場のリスクを客観的に把握し、リスク低減措置を実施する際の優先順位を決めることです。危険に対する感受性の共有化や大きなリスクの見逃し防止のためにも複数の者で行う必要があります。

19. また、その際に複数の者の意見がばらついた場合は協議して決めていますか。  
はい いいえ

### 手順3 リスク低減措置の検討

20. 手順2で見積った優先度の高いリスクから順に、リスク低減措置を検討していますか。

はい いいえ

21. 関連法規・指針等に基づく必要な措置を適切に講じていますか。

はい いいえ

22. 措置は、労働者が誤っても災害に至らぬように「本質的対策」「工学的対策」「管理的対策」「個人用保護具の使用」の順で可能な限り優先順位の高い対策を採用していますか。

はい いいえ

(解説) 作業者の誤った判断、行動などに左右されない対策を実施することが重要です。

まずは、危険な作業の廃止・変更、危ない材料・施工方法からより安全な方法へ変更による「本質的対策」を検討します。本質的対策がどうしてもできないときは、ガード、インターロック、安全装置などの「工学的対策」を検討します。これらの措置も実施できないときは、やむをえないことですがマニュアルの整備、立ち入り禁止措置、教育訓練の実施などの「管理的対策」、個人用保護具の使用を検討する、という優先順位となります。

23. 関係する労働者と相談するなど現場の意見を聴取したうえで検討していますか。

はい いいえ

### 手順4 リスク低減措置の実施

24. リスク低減措置の決定には管理監督者が関与していますか。

はい いいえ

25. 手順3の優先度の高いリスクでその低減措置の実施に時間を要する場合には、事業者は関係する労働者に対してその理由とリスクが残っていることなどの説明をしていますか。

はい いいえ

26. また、その際は応急的な暫定の措置(立入を制限する、作業者を制限する等)がとられていますか。

はい いいえ

27. リスク低減措置の実施後にリスクの見積りを再度行いリスクが確実に低減しているか、労働者の意見を聞くことにより効果を確認していますか。

はい いいえ

(解説) リスクが確実に低減しているかの確認のために最も重要なことは、実施した措置が実際に有効に機能しているか確認することです。

28. 発注者などの第三者から機械設備、材料等の提供を受け、それらにより災害のおそれのあるリスクについて何らかの対策を発注者などに要望していますか。

はい いいえ

#### 手順5 リスクアセスメントの実施後の管理

29. リスクアセスメントの実施結果について、リスクを管理するための書式を定めたいう  
えで記録していますか。

はい いいえ

30. その書式にはリスク低減措置の実施責任者と実施期限が明示されていますか。

はい いいえ

31. リスクアセスメントの実施結果を関係する労働者へ通知していますか。

はい いいえ

(解説) リスクを低減してもなお残るリスク(残留リスク)があります。残留リスクの中には大きなリスクもあります。リスク低減措置を実施したからそれで終わりということではなく、この残留リスクの管理も大切です。残留リスクの情報は、関係する労働者がその情報を共有してはじめて効果のあるものとなりますので、関係する労働者に対し教育などを通じて周知徹底する必要があります。

32. 重大な災害のおそれのあるリスクとその対象工程をリスク管理台帳に記録していますか。

はい いいえ